

弁論要旨 1

令和 6 年（わ）第 373 号大麻取締法違反事件
被告人 柴崎 和哉

弁論要旨 1（大麻取締法の憲法及び条約違反性）

令和 7 年 9 月 4 日

さいたま地方裁判所熊谷支部刑事部 御中

弁護人 丸井 英弘

記

第 1. 大麻取締法の違憲性 1

大麻取締法は以下に述べる理由により、憲法第 31 条の適正手続き条項に実質的に違反し、またや同法第 13 条の幸福追求権、同法第 14 条 1 項の平等権、同法第 19 条の思想良心の自由、同法第 22 条 1 項の職業選択の自由、同法第 36 条の残虐刑の禁止、そして麻と共にある生活は日本人にとって健康で文化的な最低限度の生活を営む権利であるので同法第 25 条 1 項に違反する違憲立法であり無効である。

裁判官におかれては、本件において、良心に従い、先入観を持たないで、大麻について真実を明らかにして、公正な判断をしていただくよう真心からお願い申し上げます。

1. 大麻取締法は、社会的必要性が無いのに、占領米軍の占領政策として一方的に制定されたものであり、占領後の日本を石油繊維などの石油製品の市場とするために、石油繊維とその市場が競合する大麻繊維の原料となるカンナビス・サティバ・エルと呼ばれる大麻草の栽培を規制したものである。

そして、大麻取締法第 29 条では「昭和 20 年勅令第 542 号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく大麻取締規則（昭和 22 年厚生・農林

省令第1号)はこれを廃止する。」と規定しているが、この昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令は、昭和20年10月12日に出されたGHQ(連合国占領軍—実質は占領米軍)公衆衛生福祉局のメモランダムに基づくものである。

しかしながら、このメモランダムは縄文時代の古来から衣料用・食料用・紙用・医療用・儀式用に使われ、日本人に親しまれてきた大麻草の栽培とその活用の自由という基本的人権を禁止するものであるから、ポツダム宣言第10項の「基本的人権の尊重は確立せらるべし」に全く違反しており、そもそも無効である。この点は、大麻取締法がその出発点において正当性を有していないということを意味しており、基本的人権の擁護を任務とする司法裁判所の裁判官としては、憲法第99条の憲法尊重擁護の義務からして、その当否を真剣に検討していただきたい。

2. 大麻草とは、日本名でいえば、麻(あさ)のことであり、植物学上はくわ科カンナビス属の植物である。そしてカンナビスには種(しゅ)として、少なくともカンナビス・サティバ・エル、カンナビス・インディカ・ラム、カンナビス・ルーディラリス・ジャニの三種類があることが植物学的に明らかになっている。各名称の最後にあるエルとかラムとかジャニというのはその種を発見、命名した学者の名前の略称であり、サティバは1753年に、インディカは1783年に、ルーディラリスは1924年に発見、命名された。いずれも大麻取締法が制定された1948年以前のことである。

大麻草のうち、「カンナビス・サティバ・エル」と呼ばれる種類は、日本において縄文時代の古来から主に繊維用に使われて来たものであり、特に第2次大戦前は、繊維用などに不可欠な植物として国家がその栽培を奨励してきた植物である。

そして大麻取締法は、この衣類の生産など産業用に栽培されてきた日本人にとって貴重な植物である大麻草(カンナビス・サティバ・エル)の栽培等を規制した占領米軍による占領立法である。従って、大麻を規制する社会的必要性がまったくなかったので、大麻取締法は、その立法目的を明記していないという法律として異例な形をとっている。

占領米軍は、占領後の日本を石油繊維などの石油製品の市場とするために、石油繊維とその市場が競合する大麻繊維の原料となるカンナビス・サテ

ィバ・エルと呼ばれる大麻の栽培を規制したものである。過去の判例は、大麻取締法の立法目的を「国民の保健衛生の保護」としているが、日本において、大麻の栽培使用は縄文時代の古来から行われて来たのであり、大麻取締法制定当時も含めて「国民の保健衛生の保護」上の問題はまったく起こっていないのであるから、その解釈は間違っているものである。

この点については、以下の厚生省麻薬課長の証言からも明らかであり公知の事実である（丸井英弘＝中山康直『地球維新 vol. 2』〔明窓出版、2004年〕70頁以下 厚生省麻薬課長証言を引用する）。

「弁護士

現行の大麻取締法ですが、途中で改正もあったようですが、これは昭和23年に制定されたものですね。

証人

ええ、現行法は23年に制定されております。

弁護士

それ以前は大麻規制はどのようになっていたんでしょうか。

証人

これは私も文献的に調べる以外に手がないのでございますけれども、ずい分古いようでございまして、一番初めは大正14年に通称第二アヘン条約と言われます条約が出来まして、それで大麻の規制をしようという条約が出来ましたのを受けまして、昭和5年に当時の麻薬取締規則というものの中にこの大麻の規制が取り込まれたと。

ですから昭和5年が一番初めということでございまして、それ以降昭和18年頃に薬事法という法律の中に法律が整備されまして取り込まれたというふうに文献は示しております。

それ以降昭和20年になりましてポツダム省令で国内における大麻を含めまして、一切禁止の措置になったと。 それでは産業上非常に困ってしまうということがありまして、昭和22年に大麻取締規則というものが出来たと。 さらにその大麻取締規則が昭和23年に至って現行の大麻取締法というものに変えられたということでございます。

弁護士

すると、昭和5年の麻薬取締規則は第2アヘン条約を受けてできたものであるということですか。

証人

文献上そのような経過の記録になっております。

弁護人

そうしますと、国内的にわが国で、当時大麻の使用によってなにか弊害というものがあつたから出来たのか、それとも国際条約を批准したという関係から一応作つたのかその辺はどうなんでしょうか。

証人

これは、多分当時国内において大麻の乱用がみられたということとはなかったんではないかと思います。むしろその国際的な条約を受けましてそういう規定が出来たというふうに考えます。」

「弁護人

昭和5年の麻薬取締規則で規制していたのはインド大麻と言われるものだけであつたのではないですか。

証人

そうでございます。インド大麻というふうになっていたと思います。

弁護人

規制内容は具体的にはどういう規則だったのでしょうか。

証人

詳細については、私、記憶ございません。

弁護人

規制内容としては、インド大麻を輸出入する場合にそれを内務大臣に届けるというような、いわば届出制のような規制じゃなかったのでしょうか。

証人

大変恐縮でございますが、私その規制の具体的な内容につきましては……………。

弁護人

国内で栽培もしくは野生ではえておりますいわゆる麻ですけれども、これは規制の対象にはなっていたのでしょうか、昭和5年の規則では。

証人

当時は規制の対象になっていなかったと思います。

弁護人

ところで、昭和23年に現行法が出来たわけですが、これは具体的にはどのようないきさつから立法されたのでしょうか。

証人

ポツダム省令というものをうけ、22年に大麻取締規則というものが出来たわけですが、当

時そういった法律を更に整備していくという過程の中で、法律化されたのではないかというふうに思うんですが、実はその規則ができて、それが更に法律に形を整えられていったという過程の記録等につきまして、私今回かなりいろいろ課の者達に手伝ってもらいまして捜してみたんですが、その間の経過は記録文書上かならずしもはっきり御説明できるものが見当たりませんでした。

弁護士

実は、私が読んだ資料の中では内閣法制局長官をされていた林修三さんが『法律のひろば』で大麻取締法の制定当時の事情を書いている文献を読んだことがあるんですが、私の記憶ではいわゆる連合国占領国ですね、GHQの強い要望で出来たんだと、日本国政府としては特別に規制するという必要性というのは特別にはなかったんだ、というような趣旨ですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

証人

私も林修三さんという方が書かれた文章は読んだ記憶がありますが、戦後ポツダム省令等に基づいて作られました各諸法令をさらに整備していくという過程の中で、大麻取締法という法律があるかどうかということについての御議論があって法制局サイドではその必要性について若干疑問を持ったと。しかし、当時の厚生省はまだそこまでの踏ん切りがつかなかったということ、しかし今になってみるとそこまでしなかったほうが良かったんじゃないかと、というような一つの随想といいますか、エッセイのようなものを読んだことは記憶がございます。

弁護士

昭和20年から23年当時ですけれども日本国内で大麻の使用が国民の保健衛生上問題になるというような社会状況はあったんでしょうか。

証人

20年代の始め頃の時代におきまして大麻の乱用があったということは私はないんじゃないかというふうに思います。

弁護士

そうしますと、この大麻取締法を制定する際に、大麻の使用によって具体的にどのような保健衛生上の害が生じるのか、ということのをわが国政府が独自に調査したとかそういうような資料はないままに立法されたと考えて宜しいわけですか。

証人

これは推定するほかないんですが、そういう資料はなかったんじゃないかと。」

3. 第2次大戦前の日本における大麻草つまり大麻の栽培風景は、1929年の第16回二科展に発表された清水登之氏の「大麻収穫」という次の絵のとおりである。清水氏は栃木県出身であり、その絵は1920年代の栃木県鹿沼地方での大麻収穫風景を描いたものである。



また、中山康直氏著の『麻ことのはなし』（評言社、2001年10月10日）の46頁で農業絵図文献よりの引用で「古来から日本の各地の畑で見られた麻刈りの風景」という題で次の絵が紹介されている。



さらに、昭和12年9月に栃木県で大麻の生産発展を目的にして発行された長谷川榮一郎＝新里寶三『大麻の研究』（長谷川唯一郎商店、1937年）という文献があるが、その45頁で日本における麻の分布図を引用しているがあるが、その内容は次のとおりであり、大麻が日本全国において縄文時代の古来から栽培利用されてきたことは明らかである。なお、『大麻の研究』の末尾で著者（栃木県鹿沼在住）の長谷川氏は次のように述べている。

「斯る折に本書が発刊されこの方面に関心を持つ人達に愛読玩味されて日本民族性と深い因縁のある大麻に対する認識を新たにし、是が生産発展上に資せられたなら望外の幸と存じます。」



大麻草の栽培が日本の伝統的な文化財であることは、大分県日田郡大山町小切畑で大麻すなわち麻の栽培をしている矢幡左右見さんが 1996年 6月26日、文化財保存技術保持者として文部大臣から認定を受けたことから明らかである。大山町のホームページでその記事の要約を次のとおり紹介している。このように、大麻草の栽培者が文化財保存技術保持者として文部大臣から認定を受けているのであり、大麻草すなわち麻を犯罪として取り締まることが不適切であることは、明白である。

「矢幡さんは、昭和 6 年に栽培を始め、49年から福岡県久留米市の久留米緋（かすり）技術保存会から正式な依頼を受けて粗苧の製造を始めました。以来、矢幡さんは毎年、粗苧20Kgを出荷しています。粗苧（あらそ）とは、畑に栽培され、高さ 2メートルに成長した麻を夏期（7月中旬頃）に収穫して葉を落とし、約 3 時間半かけて蒸し、さらにそぎ取った表皮を天日で一日半ほど乾燥させて、ひも状にしたものです。粗苧は、国の重要無形文化財で

ある『久留米絣』の絣糸の染色の際の防染用材として使われ、久留米絣の絣模様を出すためには欠かせないものです。しかし、栽培・管理の手に比べて利益率が低いことから生産者は減少の一途をたどり、現在では矢幡さん一家を残すのみとなりました。久留米絣の模様は粗苧なしではできないといわれており、粗苧が無形文化財の保存・伝承に欠くことのできないものであるということから、今回の認定になりました。矢幡さんは、『ただ、自然にやってきたことだけなのに、とても名誉なことです。』と話しています。」

また、『麻 大いなる繊維』と題する栃木県博物館1999年第65回企画展（平成11年8月1日～10月24日）の資料集では、次のあいさつを紹介している。

「ごあいさつ

麻は中央アジア原産といわれ、わが国への渡来も古く、古代より栽培されています。

表皮を剥いで得られる繊維は、他の繊維に比べ強靱で、肌ざわりがよく、木綿や羊毛、化学繊維が登場するまで、衣服や漁網、下駄の鼻緒の芯縄、各種縄などに用いられてきました。その一方では麻は特別な儀礼や信仰の用具に用いられ、現在でも結納の品や神社の神事には欠かせない存在となっています。麻は実用のみならず信仰・儀礼ともかかわる、まさに大いなる繊維でした。

ここでは、質量とも日本一の『野州麻』の産地である足尾山麓一帯で使用された麻の栽培・生産用具、麻の製品、ならびに東北地方の一部で使用された麻織物に関する用具や麻織物を展示するものです。麻がどのように生み出され、利用されてきたか、大いなる繊維『麻』について再認識していただければ幸いです。

おわりに、本企画展の開催にあたり、御指導御協力をいただきました皆様にこころより、御礼申し上げます。

平成11年8月1日

栃木県立博物館館長 石川格

そして、表紙の2頁目では、次の鹿沼市立北小学校校歌が紹介されているが、このような麻が第2次大戦後の占領米軍による占領政策でもって犯罪視されてしまったのである。

「 鹿沼の里に もえいでし 正しき直き 麻のごと

世の人ぐさの 鏡とも いざ 伸びゆかん ひとすじに 」

なお、赤星栄志著「一麻は「農作物」である―」では次のように述べており、大麻取締法の目的が日本の伝統的な農作物であった大麻草を規制するものであったことは明らかであり大麻取締法は憲法第22条1項の職業選択の自由を侵害している。

「大麻取締法の制定の経緯の観点から麻は、縄文時代から第二次世界大戦前まで誰でも自由に栽培することができた作物である。最初の法的規制は、1930年『麻薬取締り規則』昭和5年5月19日内務省令第17号であった。この規則は、1925年第2あへん条約の発効に伴い制定され、印度大麻草（カンナビス・インディカ）とその樹脂を規制した。日本では、繊維用の大麻草（カンナビス・サティバ）の栽培であり、その規制は、麻農家には全く影響がなかったのである。

当時の農林省（現・農林水産省）は、麻を主要な農作物として捉えており、同省が編纂して発行した冊子に掲載されている（下記参照）。

農商務省農務局『日本主作農作物耕種要綱 特用作物』（大日本農会、1917）「杞柳、除虫菊、大麻、苧麻、菜種、煙草、草、七島藍」

「日本で農作物として栽培されてきた麻の規制は、1945年8月15日の戦争終結直後の10月12日に連合軍総司令部（GHQ）が日本政府に麻薬に関するメモランダム（覚書）を発行したことから始まった。

メモランダム（覚書）を受けて、同年11月24日付省令の『麻薬原料植物の栽培、麻薬製造、輸入及び輸出等禁止にする件』によって、麻を麻薬と定義した上で、その栽培、製造、販売、輸出入を全面的に禁止した。

当時の日本では、繊維原料としてはもちろん漁網や下駄の鼻緒などの需要は多く、その栽培は不可欠であった。当時の農林省は、『大麻は日本の農作物である』といって、再三の交渉の結果、この禁令は解除され、1947年4月に『大麻取締規則』厚生・農林省告示第1号を制定し、栽培は免許制度となった。同時に厚生・農林省告示第1号では、栽培県を12県指定して面積を5000haとした。ここで注目すべき点は厚生省と農林省の共同管轄であったことである。」

4. 大麻草は日本人の国草である。

大麻草つまり大麻とは、縄文時代の古来より衣料用・食料用・紙用・住居用・燃料用・医療用・祭事用・神事に使われ、日本人に親しまれてきた麻のことであり、第二次大戦前はその栽培が国家によって奨励されてきた重要な植物である。このように大麻草は精神的にも物質的にも、日本人のシンボルともいえる植物であり、桜が日本の国花とするならば、大麻草つまり大麻は日本の国草である。

第2次大戦前の日本人の生活、特に明治以前の生活では、生まれる時のへその緒は麻糸で切り、赤ちゃんの時は麻のように丈夫にすくすく育つようにとの親の願いから麻の葉模様の産着で育てられ、結婚式では夫婦が末永く仲良く幸せであることを願って夫婦の髪を麻糸で結ぶ儀式をしていたのである。そして、葬式で着る衣は麻衣であった。日常生活では、麻の鼻緒で作った下駄を履き、麻布でできた着物（なお、下着は褌であり江戸時代以前は麻布が使われ、成人式の記念に親から褌祝いとして麻褌が与えられたようである）を身に付け、麻の茎の入った壁や天井に囲まれた家に住み、麻糸で作った畳の上で過ごし、夏は麻糸で作った蚊帳で休んでいたのである。また、麻の油は食用や灯油として活用された。また、麻糸は漁業用の網としても多く使われたが、凧糸や弓の弦としても使われたのである。麻の茎も炭にして、花火の原料としても使われた。

このように、大麻草つまり大麻は、伝統的な日本人の生活にとって必要不可欠な植物であったのである。そして、伊勢神宮のお札のことを神宮大麻というが、大麻は天照大御神——つまり太陽——の御印とされている。そして、日本の国旗の日の丸は太陽のことであるから大麻草は日の丸つまり日本の象徴ともいえるのである。なお、大麻は神道においては、罪穢れを祓うものとされており、大和魂ともいわれている。

ところが、第二次大戦後のアメリカによる対日占領政策で、大麻草の栽培が一方的に規制された。占領政策の目的は、日本古来の文化を否定し、アメリカに従属する産業社会を作ることにあつたと思われる。

日本人にとって罪・穢れを祓うものとされてきた大麻草つまり大麻を犯罪として規制することは、大麻草つまり大麻に対する従来の価値観の完全なる否定である。また大麻草つまり大麻は、自給自足型・環境保全型の社会にとって極めて有用な素材であり、これを規制し石油系の資材に頼る産業構造に

することは、アメリカに経済的にも従属する産業構造への転換を意味していたと思う。

日本は、明治維新によって近代化の道を歩んだが、特に第二次世界大戦後は、戦後生活の建て直しということもあり、物中心の競争原理に立った経済活動を優先してきた。また、生活習慣も、例えば、食生活が米からパンに変わり、昼の生活も椅子の生活に、薬の分野でもいわゆる化学的合成薬が取り入れられ、従来の東洋医学は軽視されてきたのである。大麻草は薬用としても何千年も使用され、日本薬局方にも当初から有用な薬として登載されていたにもかかわらず、大麻取締法の施行に伴って薬局方から除外されてしまった。

日本人の伝統の中には、自然を聖なるものとして大切にしてきたものがあった。しかし経済復興の名のもとに、例えば原子力開発や大規模ダム建設等自然生態系とそこに住む人々の生活を破壊する経済開発が国策として進められてきたために、川や海、そして大気は汚染されてしまったのである。大麻取締法は、日本人にとって、大自然のシンボルであり罪・穢れを祓うものとされてきた国草ともいえる大麻草を、聖なるものから犯罪にし、さらに大麻草の持つ産業用や医療用の有効利用を妨げているのである。

5. 意識の変化と解放

結局のところ、大麻草の作用について議論する場合に、それが悪いとされる理由は意識を変化させるからということにつきるのではないかと思われる。

そこで、意識を変化させることの意味について、特に弁護人の考えを述べたい。

意識の変化ということは、何ら否定されるべきことではない。何故ならば、人間が人間であるという存在証明は、まさに人間が意識をもっていることにあり（意識のない人間は機械でしかない）、その意識を変化させることによって、あらゆる文化、芸術が創造されてきたからである。

人を好きになったり、嫌いになったり、幸福とか不幸と感ずるのも意識の変化によるものであり、また国家とか法律も、人間の意識の産物でしかない。

大麻取締法も、大麻が悪いものだという意識で作られたものにすぎない。

結局、人間が生きるということは、意識を抜きには考えられず、意識の変化、拡大をどれだけできるのかということにかかっている。そして、人間が疎外されず、主体的に生きたいならば、その意識を主体的なもの、創造的なものへ変化、発展させていくしかない。

大麻草は意識に影響を与えるものであるが、それは表面的意識をリラックスさせる効果をもつものである。気持が落ち着く、ゆったりとする。聴覚、触覚、視覚、味覚などが敏感になる、と表現される。この意味で大麻草は、抑圧の多い日常生活に、精神のくつろぎを与えるものであって、有害というよりは有益なものであろう。

ところで、大麻草の作用は、表面的意識をリラックスさせるが、そのリラックスさせた状態をどの様に深めるかということは各人の個性、主体性の問題である。つまり大麻草は、表面的意識を解放し、自己と世界との関係を明せきにし、ありのままの自我、本性の発見の契機になりうるものではあるが、それはあくまでも契機であって、それ以上でもそれ以下でもない。

人間行動を基本的に規定しているのは潜在意識であるが、大麻草とは関係がなく、各人の責任、主体性にかかっている。しかしながら、意識を拡大、深化させたいという欲求は、意識をもつ生物たる人間としての自然な本性であり、その存在証明でもある。そして、法的に言えば思想、良心の自由、表現の自由、幸福追及権の根底にあるものである。この意味で大麻草の活用を刑事罰でもって規制することは、人間としての基本的自由たる「意識－思想」の自由を抑圧するものといえるだろう。

第2. 大麻取締法の違憲性2

1. 大麻取締法の保護法益が、過去の判例のように「国民の保健衛生」であるとしても、大麻草（以下大麻という）には、刑事罰をもって規制しなければならない有害性がなく、大麻取締法は、憲法（第13条・第14条・第19条・第22条1項・第25条1項・第31条・第36条）に各違反している。

大麻には致死量がなく、アルコールやニコチンタバコに比べて心身に対する作用は極めておだやかであり、個人の健康上も格別に害のあるものではない。

犯罪とは人の生命・身体・財産という具体的な保護法益の侵害であるが、大麻取締法違反事件においてこの様な法益侵害はまったくみられないのであ

る。

2. 最高裁昭和60年（あ）第445号昭和60年9月10日第1小法廷決定・裁判集（刑事）240号275頁、最高裁昭和60年（あ）第735号昭和60年9月27日第1小法廷決定・裁判集（刑事）240号351頁は、大麻の有害性を認定しているが、その具体的内容は、自動車運転に対する影響のみである。

自動車運転における酒やその他の薬物の規制はすでに道路交通法第66条（過労運転等の禁止）で、「何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」と規定し、その違反者に対しては、道路交通法第117条の2で「五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とされているので、それ以上に大麻を規制する具体的理由は存在しないものである。

大麻に対する規制は、酒や煙草に対する規制（以下に引用する未成年者飲酒禁止法・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律や未成年者喫煙禁止法）と同様で十分である。大麻取締法の規制は、これらの酒や煙草に対する規制と比較してあまりにも著しく厳しいものであり、憲法第14条や同法第13条の趣旨にも反するものである。

① 未成年者飲酒禁止法（大正十一年三月三十日法律第二十号）最終改正：平成一三年一月一二日法律第一五二号

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ

業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

② 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年三月七日法律第三十三号）最終改正：平成一三年一月二日法律第一五二号

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

③ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条（罰則等）1項では、「酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は科料に処する。」とし、2項では、「前項の罪を犯した者に対しては、情状により、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。」と規定しています。そして、拘留又は科料の内容としては、刑法第16条・第17条で次のように規定しています。

（拘留） **第16条** 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘置する。

（科料） **第17条** 科料は、千円以上一万円未満とする。

3. 大麻草（以下大麻という）の取扱い果たして刑事罰で取締まるべきものなのか？

判例タイムズNo.369の424頁の大麻取締法違反事件の判例解説で、次のように述べている。

「我が大麻取締法はいわゆる占領軍立法の一つであるが、昭和38年（法

108) になって、従来の3年以下の懲役又は3万円以下の罰金という比較的ゆるやかな罰則が、選択刑としての罰金が廃止され、懲役刑も重くなって、5年以下の懲役という比較的きびしい刑罰に改正された。大麻に從來考えられていたような強い有害性は認められないと考えられている現在、なおこのような懲役刑のみを以て処罰する立法を維持することが賢明であるかは疑問の存するところである。」

大麻取締法は、大麻の取扱について免許制度を採用し、懲役刑という刑事罰でもって無免許の取扱を禁止している。大麻の取扱をなぜ禁止しているのかについて、大麻取締法は何らの目的規定を置いていない。このように目的規定のない法律はそもそもその存在理由が不明確であるから、人権保障を基本理念とする民主主義社会においては無効とされるべきである。

厚生労働省・警察等取締り当局や裁判所は、大麻取締法の目的は、「大麻の使用による国民の保健衛生上の危害の防止である」と説明している。しかしながら、「国民の保健衛生上の危害の防止」という抽象的な疑念を刑事罰の目的つまり法律で保護される利益（法律学上は保護法益といわれる）とすること自体、人権尊重を基本理念とする近代的法体系にはなじまないものである。刑事罰特に懲役刑は、人の意に反して身体的自由を束縛し、労働を強制するのであるから、それを課される者にとっては、人権侵害そのものである。ので、刑事罰の適用は必要かつ最小限にするべきである。

大麻の使用が、どのような保健衛生上の危害を生じるのかについて、過去の裁判所の判例は、大麻には向精神作用があり、精神異常や幻覚が生じるとしているが、そこでいう精神異常や幻覚の内容については、例えば時間感覚がゆったりする、味覚・聴覚・視覚などの感覚が敏感になる（つまりよくなる）ということであって、刑事罰でもって取締まらなければならない反社会的な犯罪行為とはまったく言えないものである。

向精神作用自体が危険であり、犯罪であるとすれば、アルコールの有する向精神作用（いわゆる酔いの作用）は大麻と比べ格段に強いものでありアルコールを大麻以上に厳しく取締まらなければならなくなる。また、そもそも人間は自らの体内で向精神作用を有する神経伝達物質を生産するのであり、例えば何かに集中したり、恋愛中であつたり、また、大麻取締法違反等刑事事件で逮捕されたりしてショックを受けるとアドレナリンやドーパミン等いわゆる脳内麻薬と呼ばれる神経伝達物質を生産するのである。逮捕されるこ

と自体が神経伝達物質を生じさせるのであるから、大麻取締法そのものが、保健衛生上有害といえるのであって取締りの対象にしられなくなってしまうのである。

すでに述べたように判例で、大麻使用の危険性として具体的に指摘しているのは、自動車の運転のみである。しかし、道路交通法では、酒気帯び運転や薬物（これには大麻も含まれる）の影響によって正常な運転をできないおそれがある運転は、道路交通法第65条・第66等特別な罰則規定があるのであるから、この規制に加え、大麻の取扱を一率に刑事罰でもって禁止することは、ただ単に犯罪者の数を増やすだけである。

弁護人は、過去の大麻取締法違反事件の弁護活動を通じて、多くの大麻使用経験者に出会ったが、大麻の向精神作用は心身がリラックスすること、味覚・聴覚など感覚が良くなること程度であり、具体的な弊害は発見できなかった（後程大麻に関する研究報告を紹介するが同様の内容である）。そして大麻使用の経験者には実質的にみて悪いことをしているという意識はなく、大麻取締法という法律に対し実質的な権威を感じるものは皆無である。むしろ問題なのは、実質的な権威のない法律の存在によって司法に対する信頼感が喪失し、法治主義の基盤が崩壊することである。

4. 大麻取締法が制定された昭和23年（1948年）のはるか以前から以下に紹介する大麻の作用に関する権威のある研究報告があり、大麻草に刑事罰をもって規制しなければならない程度の作用が無いことは明らかであった。公知の事実である（『地球維新 vol. 2』198～205頁参照）

① ラ・ガーディア報告

1938年9月13日ニューヨーク市における大麻問題について、当時の市長フィヨレロ・ラ・ガーディアが、ニューヨーク医学アカデミーに対して、ニューヨーク市における大麻問題について科学的、ならびに社会学的な研究を置くように、要請した。そこで、薬理学・心理学・社会学・生理学などの権威者たち20人が参加して『ラ・ガーディア委員会』が作られ、さらに警官6人が常勤者としてこれを助けて、系統的大麻研究がおこなわれた。そして、1940年4月から41年にかけての研究の結果が1944年に発表された。そこでは、次のような結論が出されている。

1. 大麻常用者は、親しみやすく、社交的な性格であり、攻撃的とか、好戦的には見えないのが普通である。

2. 犯罪と大麻使用との間には、直接の相関関係がない。
3. 性欲を特別に高めるような興奮作用はない。
4. 大麻喫煙を突然中止しても、禁断症状を起こさない。
5. 嗜癖を起こす薬ではない。
6. 数年に渡って大麻を常用しても、精神的・肉体的に機能が落ちることはない。

② インド大麻薬物委員会報告

1983年から1985年にかけて行なわれたイギリス政府のインド大麻薬物委員会の報告は、全巻、3,698ページからなっており、現在までに行われた大麻の研究の中でも群を抜いて完全に組織的なものである、といわれている。

アメリカ政府の国立精神衛生研究所の主任研究員で臨床医でもあるトッド・ミクリヤ医学博士は次のように指摘されている（同氏が編集して発行した『MARIJUANA :MEDICAL PAPERS』という題名で1973年Oakland, California, USAのMedi-Comp Pressで発行された書物から弁護人の責任で翻訳したものである）。

すなわち、「その内容の稀少性、そして多分その恐るべき膨大な規模のため、同報告の貴重な情報は、この問題に関する現代の文献の中に入取られていない。これは実に不幸なことだ。というのも、今日アメリカで議論されている大麻に関する論争の多くは、このインド大麻薬物委員会の報告にすでに記述されているからだ。イギリス人植民地官僚による文書の、時の流れにも色あせない明晰性に驚嘆するとともに、その努力を評価したい。もし現代において、この報告の中で実現されているような厳密さと全般的な客観性の基準に達する諸研究グループが出来るなら、どんなに幸いなことだろう。」

そして、この委員会の報告は、結論として次のように述べている。以下は、ミクリヤ医学博士がまとめられた論文の訳である（なお、弁護人作成報告書「インドのマナリ地方における大麻の栽培・使用状況とその社会的評価及び大麻の作用に関する研究報告などの紹介」を参考資料として添付する）。

「委員会は、大麻に帰せられる影響に関して、全ての証拠を調べた。その根拠と結論を簡潔に要約するのがいいだろう。時々適量の大麻使用は有益であるということがはっきりと確証された。しかしこの使用は薬用効果として考えられている。委員会が今、注意を限定しようとしているのは、むしろ大麻の通俗的で一般的な使用である。その効果を、身体的・精神的・または倫理的種類の影響に分けて考察すると便利である。

身体的影響

身体的影響に関して言えば、委員会は、大麻の適量の使用は実際上有害な結果を全く伴わないという結論に達した。中には特異体質が原因で、適量の使用ですら有害になる例外的なケースもあるかもしれない。恐らく例外的な過敏者の場合、いかなる物の使用も有害でないとはいえないのだ。また特別に厳しい風土や激しい労働と長時間太陽にさらされているような環境においては、人々が有益な効果大麻の習慣的な適度の使用のためだと考えているケースも数多くあり、この一般の考えが事実に基づいたある根拠を持っていることを示す証拠がある。

一般的に言って委員会の見解では、大麻の適度の使用はどんな種類の身体的な害の原因ともならない。しかし、過度に使用すれば害を生じさせる。他の陶酔物のケースについてと同様、過度の使用は体質を弱める傾向があり、また使用者をより病気にかかりやすくさせる。かなりの証人達によって、大麻が原因だとされている特定の病気についても、過度の使用によってもぜんそくを生じさせないことがわかった。ただし、前述したように、体質を弱めることによって間接的に赤痢を生じさせるかもしれない。そしてまた、主に煙を吸込む行為によって気管支炎を生じさせうるということもあるかもしれない。

精神的影響

大麻の精神的影響と言われているものに関して、委員会は、大麻の適度の使用は精神に有害な影響を与えないという結論に達した。ただし、特に著しい神経過敏な特異体質のケースでは、適度な使用の場合でも精神的損傷がもたらされることはある。というのは、このようなケースでは、ごくわずかの精神的刺激や興奮がそのような影響を及ぼすことがあるからだ。しかしこれらの極めて例外的なケースを別にして、大麻の適度な使用は精神的な損傷をもたらさない。これは過度の使用の場合とは異なっている。過度の使用は精神的な不安定の兆しを示し、それを強化する。

倫理的影響

大麻の倫理的影響に関する委員会の見解によると、その適度の使用はいかなる倫理的損傷ももたらさない。使用者の人格に有害な影響を与えると信じるに足る妥当な根拠は存在しない。他方で過度の消費は、倫理的な弱さや堕落の兆しを示し、強める。

討議

この被験者を全体的に観察してみると、通常これらの薬物の使用は度を過ごすことはなく、極端な使用は比較的少ないということを付け加えておくべきだろう。実際上、適度な使

用は有害な結果を生み出すことは全くない。最も例外的な場合を除けば、適度な使用を常習的に続けても悪影響が出るということは認められない。

過度に使用した場合でも、はっきりした悪影響が認められない場合が多くあるが、そうした使用はかなり危険だということをやはり認識すべきだろう。しかし、過度の使用が引き起こす悪影響はほぼ例外なく使用者自身に限られており、社会に対する影響を認識することはほとんどできない。

大麻の影響を観察することがほとんどできなかったということが、今回の調査の最はっきりした特色である。社会の各層から選ばれた人達の多くが大麻の影響を見たことが全くないと証言していること、そうした影響をきちんと説明できるほど記憶がはっきりしている者の数が非常に少ないこと、影響が認められるといわれたケースを調べてみると、直ちにそうでないことが判る場合が非常に多いこと、これらの事実を総合してみると大麻が社会に及ぼす影響はほとんどなかったということを最もはっきりと示している。」

更に、大麻の管理政策のあり方について、次のような、貴重な提言をしている。

「インド大麻薬物委員会は、薬物規制政策における政府の役割に関して、哲学的または倫理的観点からの考察をふまえて、正面から取り組んだ。そして、薬物取締り法は、贅沢取締り法として位置づけられ、その実施の可能性と個人及び社会への影響という観点から考察された。ある著名な歴史家（脚注：J.A.フロウドの英国史、第二版、第一章五七ページ）は『いかなる法も、一般大衆の実用レベルの上にあっては何ら役にたたず、そうした法律が人間生活の中に入り込めば入り込むほど、違反の機会が増える』と述べている。こうした表現が封建制度下の英国で真実であるならば、今日の英領インドにおいては更に真実となる。この国の政府は内なる勢力から生まれたものではなく、上から与えられたものであって、こうした父子主義に基づく政治制度は、世論が形成される過程や国民のニーズが年々はっきりと表されるようになってくると、全く観念的なものになってしまう。父子主義は一六世紀の英国や、インドのある地方における併合直後の初期の開発段階においてはふさわしいものであったといえるだろう。もちろんインドの立法府においても、幼児殺しやヒンズーの寡婦を火あぶりにする習慣に関する法律に見られるように、一般的には受入れられない倫理基準を時として予想することがあっただろう。しかし、こうした法案は、政府の影響力の及ぶ事情において倫理に関する一般の考え方をどうしても変えなければならないという感覚と、時間の経過とともにこうした法案が社会の知識人から同意を得られるという確信から議会通过してしまった。

ミルはその『政治経済学』の中の一章で不干渉の原則を論じているが、それによると政府の干渉には二つのタイプがあるという。

即ち、権力による干渉と勧告または情報の公表による干渉である。前者のタイプの干渉については、次のような所見が述べられた。即ち、『権力による干渉は、もう一方のそれと比べて合法的行為の範囲が非常に限られていることは、一見して明らかだ。如何なる場合においても、権力による干渉はそれを正当化する必要性が権力によらない干渉に比べより強くあるし、また人間生活においてはそうした干渉を絶対的に排除しなければならないところが多くある。社会の団結に関していかなる理論を取ろうと、またどんな政治制度のもとで生活しようとも、いかなる政府も、それが超人間的存在のものであれ、選ばれた者のものであれ、一般人のものであれ、絶対に踏込んで서는ならない部分が人間一人一人のまわりに存在する。思慮分別ができる年齢に達した人間の生活には、いかなる個人または集団からも支配されない部分がある。人間の自由や尊厳に全然敬意を払わない者が投げかける疑問などを相手にしない部分が人間の存在の中にはあり、またなければならない。

要は、どこにそうした制限を置くかということだ。自由に確保されるべき領域は、人間生活のどれほど広い分野を占めるべきなのか。その領域は、個人の内面であれ外面であれ、その人の人生にかかわる全ての分野を含み、個人への影響は、規範や倫理的影響を通してのみにすべきである。特に内的意識の領域、つまり思考・感情・ものの善悪・望ましいものと軽蔑するものに対する価値観に関しては、それを法的強制力か単に事実上の手段によるかは別にして、他者に押し付けない、という原則が大切である。そして例外的に他者の内的意識や行動を規制する場合には、立証責任は常に規制を主張する側にある。また個人の自由に法律が介入することを正当化する事実、単なる推定上のものであってはならない。

自分がやりたいと考えていることが押えられたり、何が望ましいのかという自分の判断と逆の行動をとることを強いられたりすることは、面倒なことだけではなく、人間の肉体または精神の機能の発達を、感覚的あるいは実際の部分にかかわらず、常に停止させる傾向がある。各個人の良心が法的規制から自由にならなければ、それは多かれすくなかれ奴隷制度への墮落に荷担することになる。絶対に必要なもの以外の規制は、それを正当化することはほとんどない』

この言及を長々と引用した理由は、この見解が、政府が大麻薬物を強権をもって禁止すべきか否かを決定するための指導原則をはっきりと説明していると、本委員会が信ずるからである。」

弁護人も、大麻規制のあり方としては、このインド大麻薬物委員会つまり、ミルの見解は、日本国憲法の基本精神と同じであり、それを具体的に表現したのが、第13条の幸福追及権であると考え。なお、インド大麻薬物委

員会は、薬物（具体的には、大麻のことであるが）の使用を贅沢と位置付けているが、この贅沢という意味は、精神的幸福感という意味である。

したがって、大麻規制のあり方としては、ミルのいう政府の干渉の二つのタイプのうち、強制的な権力による干渉ではなく、勧告または、情報の公開という方法が、日本国憲法の趣旨に合致するのであり、現行の懲役刑という大麻の規制方法は、国民の幸福追求権を否定し、更には、自由な精神のありかたすなわち、思想・良心の自由を否定するものである。

なお、1970年代になって次の報告書が出されている。公知の事実である。

③ WHOのレポート (No.478、1971年)

このレポートは、1970年12月8日から14日まで11人の世界的な専門家が討議のうえ作成したものである。そこでは、大麻の作用について、次のように報告されている。

1. 大麻を使っていると、それが飛び石になって、ヘロインその他の薬の中毒に移っていくという説（踏み石理論）は、確かでない。なお、この踏み石理論は、アメリカで、禁酒法時代に、アルコールを取り締まる根拠として、詰り、アルコールが、ヘロインなどの薬物中毒の原因になるとして、主張された理論である。

2. 奇形の発生はない。

3. 凶暴な衝動的行動は、稀である。

4. 犯罪と大麻の因果関係は、立証されていない。

5. 耐性の上昇、すなわち、同じ効果を得るのに必要な使用量の上昇は、ほとんど見られない。

6. 身体的依存すなわち、その使用を止めると、汗が出るなどの禁断症状はない。

7. 多くの常用者には、精神的依存が見られる。しかし、この精神的依存いうことは、例えば、珈琲や煙草、お酒、さらには、お菓子が好きな人が、また、飲みたいとか、食べたいと感じる気持ちのことであって、大麻だけの特徴ではないし、格別、刑事罰を持って規制しなければならない作用ではない。かりに、この精神的依存性が、刑罰を科する根拠にされることがあれば、例えば、ご飯が好きな人は、ご飯に精神的に依存しているということになり、ご飯禁止法を作らなければならないことになってしまうのであり、この考えが、極めて不合理なことは、明らかである。（小林司著『心に働く薬たち』〔筑摩書房、1985年〕180～181頁参照）

④ 大麻と薬物の乱用に関する全米委員会報告

ニクソン大統領は、1971年に前年に議会を通過した薬物規制法に基づき前ペンシルベニア

州知事のロイヤルドシェイファを委員長とする大麻と薬物の乱用に関する委員会を設置した。この委員会は、保守派といわれる13人の委員によって、構成されており、1年に及ぶ調査の後、1972年3月に『マリファナ：誤解の兆し』と題するレポートを発表し、更に1973年には、最初のレポートと結論を同じくする最終報告を提出した。

この報告の結論であるが、生田典久氏が、ジュリストのNo.654の42～43頁で、次のように簡潔にまとめられている。

1. 大麻には、耽溺性がない。
2. 大麻使用と犯罪またはその他の反社会的行動との関連性はない。
3. 大麻使用は、ヘロインなど危険な薬物への足掛かりにもならない。
4. 長期間の大麻常用者には、ある程度の耐性が生じることがあり得るが、その程度は、煙草以上のものではない。
5. 大麻の使用者も大麻自体も公衆の安全に対して、危険な存在を成しているとはいえない。

第3．大麻取締法の違憲性3（大麻取締法第4条1項2号・3号、大麻取締法第24条の3及び大麻取締法第4条1項4号・第25条の違憲性について）

1. 大麻取締法第4条1項2号は、「大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。」大麻取締法第4条1項3号は「大麻から製造された医薬品の施用を受けること。」をいずれも非常に重い刑事罰（同法第24条の3の1項2号で5年以下の懲役、営利目的の場合には同法第24条の3の2項で7年以下に懲役または情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処せられる。）でもって規制している。

大麻草は医薬用の有用性があるので、このような規制は憲法第13条・第25条・第31条・第36条に各違反している。

2. 大麻取締法第4条1項4号は、大麻に関する広告を禁じているが、右規定は大麻に関して公に意見を発表することを刑事罰（同法第25条で1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられる。）でもって原則的に禁止するものであり、憲法第13条・第19条・第21条・第31条・第36条に各違反している。

3. 以上のような違憲規定を有する大麻取締法は、法律それ自体の保護法益

が不明確なことと目的規定を欠いていることとあいまって、大麻取締法全体が違憲と評価されるべきである。

第4．大麻取締法は1961年の麻薬に関する単一条約に違反している

1961年の麻薬に関する単一条約の第28条2項では、「この条約は、もっぱら産業上の目的（繊維及び種子に関する場合に限る。）又は園芸上の目的のための大麻植物の栽培には、通用しない。」とされている。大麻取締法はまさに「産業上の目的（繊維及び種子に関する場合に限る。）」の大麻栽培を原則的に禁止しているので、この国際条約第28条2項にも違反している。

第5．大麻取締法は生物多様性条約に違反している

1992年5月に「生物多様性条約」がつくられ、2025年10月現在、日本を含む196ヶ国とECがこの条約に入り、世界の生物多様性を保全するための具体的な取組が検討されているが、その条約第2条では、「生物の多様性」とは、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるを問わない。）の間の変異性というものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」とされており、大麻草を規制することは、この生物多様性条約の趣旨にも違反するものである。

夏井高人（明治大学専任教授）も明治大学法律研究所発行の法律論叢84巻第4・5号に掲載されている論文「植物分類体系の変化が法制度に与える影響－大麻規制法令を中心とする考察」注（18）注（35）で次のように述べられているが、私も同様の見解である。

注（18）将来、石油などの地下資源が枯渇または大不足する時代が到来することは確実である。現代社会では石油から精製された化学物質を原料とする化学繊維が優勢となっているが、植物由来の繊維（綿、麻など）の有用性は時代を超えて維持されているだけでなく、化学繊維の原料が枯渇する時代にはその重要性を増すものと推定される。したがって、今後の法政策論としては、アサ属（カンナビス属）植物を含め、繊維としての優れた特性を有する原料となる植物を適法に栽培・活用できるようにする方向で再検討すべき時期に来ていると考える。

注（35）アサ属（カンナビス属）に属する植物すべてを違法なものとして消

減させる方向での法規制・法解釈・法執行は「生物の多様性が進化及び生物における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意」すべきものとする生物多様性条約（Convention on Biological Diversity, 1992）の基本精神と真っ向から矛盾することにもなる。

人類にとって有害な植物であると否とにかかわらず、地球上の種の多様性は維持されなければならない。さりとて人類の安全を考えれば、有害な植物を無条件で野放しにすることもできない。この根本的矛盾を解決するための唯一の方法は、有害性の根拠を吟味した上で、その有害性を抑止するために合理性を有する限度でのみ特定の種類の植物に対する法規制をするという政策を採用する以外にはないものとする。

添付資料

1. 弁護人作成報告書「インドのマナリ地方における大麻の栽培・使用とその社会的評価及び大麻の作用に関する研究報告などの紹介」
2. 1929年第16回二科展での清水登之作「大麻収穫」の絵
3. 1991年栃木県博物館第65回企画展「麻 大いなる繊維」の表紙、前書き、ごあいさつ
4. 長野地方裁判所伊那支部での厚生省麻薬課長証言録とその人工知能による要約
5. 昭和12年から公表している長谷川榮一郎＝新里寶三著『大麻の研究』（長谷川唯一郎商店、1937年）の主要部分
6. 米丸忠之著『麻むかしむかし』（1984年）の主要部分
「麻むかしむかし」は東洋繊維株式会社の社内報「トスコ・タイムス」に昭和56年2月号から、58年8月号まで連載された文章を纏めた書籍である。
7. 船井幸雄著『悪法 大麻取締法の真実』（ビジネス社）の表紙、はじめに、おわりに

（以上）